

## 企業年金連合会規約の一部を変更する規約

企業年金連合会規約の一部を次のように変更する。

第5条の一部を変更する。

(定数)

第5条 連合会の評議員会の評議員の定数は、37人以内かつ理事及び監事の数の2倍を超える数とし、別途、評議員会において定める数とする。

附則

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行する。

(評議員の定数に係る経過措置)

第2条 平成28年度における評議員の定数についての改正後の企業年金連合会規約の第5条の規定の適用については、同条中「37人以内かつ理事及び監事の数の2倍を超える数」とあるのは、「37人」とする。

## 企業年金連合会規約変更理由書

### 1 変更理由

平成28年度に開催した「連合会組織等のあり方に関する検討会」で取りまとめられた「連合会組織等のあり方に関する検討会報告書」において、

- ・地方協議会の所属地域については変更を行わないとしたことから、評議員選挙区の区割りについては変更しないこと
- ・会員数の減少（\*）等に伴い評議員の定数の全体数の見直しを行うこと
- ・評議員の定数は、理事および監事の数の2倍を超える数とすること
- ・理事の定数は、変更を行わないこととすること

という報告がなされたことにより、評議員の定数を現行の37人から、37人以内かつ理事及び監事の数の2倍を超える数とするよう、企業年金連合会規約の変更を行う。

（\*）平成29年度の会員数は、企業年金連合会改組時と比較して約10%減、ピーク時と比較して約15%減となるものと推計

### 2 変更内容

企業年金連合会規約第5条の変更を行う。

当該規定中、「評議員会の評議員の定数は、37人とする」を「評議員の定数は、37人以内かつ理事及び監事の数の2倍を超える数とし、別途、評議員会において定める数とする。」に改める。

### 3 実施時期

この規約は、認可の日から施行する。

### 4 その他

評議員の定数に係る経過措置として、平成28年度における評議員の定数についての改正後の企業年金連合会規約の第5条の規定の適用については、同条中

「37人以内かつ理事及び監事の数の2倍を超える数」とあるのは、「37人」とする。

企業年金連合会規約新旧対照表

新	旧
<p>(定数)            第5条 連合会の評議員会の評議員の定数は、<u>37人以内かつ理事及び監事の数の2倍を超える数とし、別途、評議員会において定める数とする。</u></p> <p>附則            (施行期日)            第1条 この規約は、認可の日から施行する。</p> <p>(評議員の定数に係る経過措置)            第2条 平成28年度における評議員の定数についての改正後の企業年金連合会規約第5条の規定の適用については、同条中「37人以内かつ理事及び監事の数の2倍を超える数」とあるのは、「37人」とする。</p>	<p>(定数)            第5条 連合会の評議員会の評議員の定数は、<u>37人</u>とする。</p>